

経済財政運営と改革の基本方針 2018

～ 少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現 ～

平成 30 年 6 月 15 日

経済財政運営と改革の基本方針 2018 (目次)

第1章 現下の日本経済 ————— 1

1. 日本経済の現状と課題、対応の方向性

(1) 日本経済の現状と課題

経済財政の現状

今後の課題

(2) 対応の方向性

潜在成長率の引上げ

消費税率引上げと需要変動の平準化

経済再生と両立する新たな財政健全化目標へのコミットメント

地方創生、地域活性化の推進

2. 東日本大震災等からの復興

(1) 東日本大震災からの復興・再生

切れ目のない被災者支援と産業・生業の再生

原子力災害からの福島復興・再生

(2) 熊本地震と自然災害からの復興

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 ————— 8

1. 人づくり革命の実現と拡大

(1) 人材への投資

幼児教育の無償化

高等教育の無償化

大学改革

リカレント教育

(2) 多様な人材の活躍

女性活躍の推進

高齢者雇用の促進

障害者雇用の促進

2．生産性革命の実現と拡大

- (1) 基本的考え方
- (2) 第4次産業革命技術がもたらす変化・新たな展開：「Society 5.0」
- (3) 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と変革の牽引力となる「フ
ラッグシップ・プロジェクト」
- (4) 経済構造革新への基盤づくり
- (5) イノベーション・エコシステムの早期確立
- (6) 今後の成長戦略推進の枠組み

3．働き方改革の推進

- (1) 長時間労働の是正
- (2) 同一労働同一賃金の実現
- (3) 高度プロフェッショナル制度の創設
- (4) 最低賃金の引上げ等

4．新たな外国人材の受入れ

- (1) 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設
- (2) 従来の外国人材受入れの更なる促進
- (3) 外国人の受入れ環境の整備

5．重要課題への取組

- (1) 規制改革の推進
- (2) 投資とイノベーションの促進
 - 科学技術・イノベーションの推進
 - 教育の質の向上等
 - 成長力を強化する公的投資への重点化
- (3) 経済連携の推進
 - 新たな経済秩序の拡大
 - 海外展開の促進
- (4) 分野別の対応
 - 農林水産新時代の構築
 - 観光立国の実現
 - 文化芸術立国の実現
 - スポーツ立国の実現
 - 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた取組
 - 既存住宅市場の活性化
 - 宇宙開発利用の推進

6．地方創生の推進

- (1) 地方への新しいひとの流れをつくる
- (2) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援
- (3) まちづくりとまちの活性化
- (4) 意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等
- (5) これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展
- (6) 沖縄の振興

7．安全で安心な暮らしの実現

- (1) 外交・安全保障の強化
 - 外交
 - 安全保障
- (2) 資源・エネルギー、環境対策
 - 資源・エネルギー
 - 環境対策
- (3) 防災・減災と国土強靱化の推進
- (4) 暮らしの安全・安心
 - 治安・司法
 - 危機管理
 - 共助社会・共生社会づくり
 - 国民皆保険
 - 消費者の安全・安心
- (5) 少子化対策、子ども・子育て支援

第3章 「経済・財政一体改革」の推進 ----- 48

1．経済・財政一体改革の進捗と評価

2．2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の平準化

- (1) 消費税率引上げ分の使い道の見直し
- (2) 軽減税率制度の実施
- (3) 駆け込み・反動減の平準化策
- (4) 耐久消費財対策

3．新経済・財政再生計画の策定

- (1) 基本的考え方
- (2) 財政健全化目標と実現に向けた取組

4．主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

- (1) 社会保障
- (2) 社会資本整備等
- (3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等
- (4) 文教・科学技術等
- (5) 税制改革、資産・債務の圧縮等

5．歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

第4章 当面の経済財政運営と2019年度予算編成に向けた考え方 ----- 72

(3) 経済連携の推進

新たな経済秩序の拡大

自由貿易の旗手として、自由で公正なルールに基づく 21 世紀型の新たな経済秩序を世界へと広げる。そのスタンダードとして今後の経済連携の礎となる T P P⁶⁸の早期発効に向けて、引き続き主導的な役割を果たす。発効後は、新たな国・地域の加入により保護主義に対して T P P の新しいルールを世界に拡大していくことが視野に入ってくることを踏まえ、新規加入の対応方針などについて、我が国が主導して、必要な調整を行う。

また、公平な競争条件の確保に向け、市場歪曲的措置の是正や電子商取引などの新たな分野でのルール形成に取り組んでいくとともに、W T O を中核としたルールに基づく多角的貿易体制が世界経済の成長と発展の基盤であることの再確認を様々な枠組みを使って各国に働きかけていく。

米国とは、公正なルールに基づく、自由で、開かれた、インド太平洋地域における経済発展を実現するため、日米経済対話や「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」を行い、日米双方の利益となるように、貿易や投資を更に拡大させる。

日 E U 経済関係の重要な基盤であり両者の戦略的関係を更に強化する日 E U ・ E P A⁶⁹の早期の署名・発効を目指す。

T P P や日 E U ・ E P A の発効などを見据えて新たな海外展開の支援や国内産業の体質強化に向けて「総合的な T P P 等関連政策大綱」⁷⁰に盛り込まれた施策を着実に実施する。

また、包括的で、市場アクセス及びルール分野のバランスが取れた、質の高い R C E P⁷¹の早期妥結に向け、交渉をリードしていく。

海外展開の促進

投資関連協定の締結を推進し、企業の海外展開を促進する。自由で公正な経済圏の拡大による効果を楽しむようにするため、O D A も活用し、中堅・中小企業の海外展開の総合的な支援や、海外展開先における法制度整備支援・現地人材の育成支援などを実施する。また、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取組や法曹等による海外調査、日本法令の外国語訳の推進など、海外展開に関する法的支援を強化するとともに、国際紛争への実践的な対応能力も強化する。

2020 年のインフラシステム受注約 30 兆円という目標を達成し、我が国の経済成長の実現に寄与する。このため、「インフラシステム輸出戦略」⁷²の下、官民一体となった競争力強化、質の高いインフラの推進による国際貢献、我が国の技術・知見を活かしたインフラ投資の拡大、幅広いインフラ分野への取組といった施策を推進する。また、質の

⁶⁸ 「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（T P P11 協定）

⁶⁹ 日 E U 経済連携協定（Economic Partnership Agreement）

⁷⁰ 「総合的な T P P 等関連政策大綱」（平成 29 年 11 月 24 日 T P P 等総合対策本部決定）

⁷¹ 東アジア地域包括的経済連携

⁷² 「インフラシステム輸出戦略（平成 30 年度改訂版）」（平成 30 年 6 月 7 日経協インフラ戦略会議決定）